

母子父子寡婦福祉資金貸付金のご案内

令和8年8月1日現在
宮城県保健福祉部

「母子父子寡婦福祉資金貸付金」は、ひとり親家庭の親や子、寡婦(かつて母子家庭の母だった方)などの方の経済的自立や生活の安定、子どもの福祉の増進を図るため、子どもの進学、資格取得、引越しなど、生活や就業に必要なお金をお貸しする制度です。無利子または低利子で利用できます。

貸付の対象

主な対象者：ひとり親家庭の親や子、父母のいない児童、寡婦など
主な貸付金：修学資金(学校の授業料等)、就学支度資金(学校入学時の費用)、
修業資金(資格取得)、就職支度資金(就職準備)、転宅資金(引越し)
など

○詳細は ウラ面 と 別紙1 をご覧ください。

相談窓口

お住いの市町村	相談窓口	電話	所在地
仙台市	各区役所へお問い合わせください。		
白石市・角田市・蔵王町 七ヶ宿町・大河原町・村田町 柴田町・川崎町・丸森町	仙南保健福祉事務所 (母子・障害班)	0224-53-3132	大河原町字南129-1
塩竈市・多賀城市・富谷市 松島町・七ヶ浜町・利府町 大和町・大郷町・大衡村	仙台保健福祉事務所 (母子・障害第一班)	022-363-5507	塩竈市北浜4-8-15
名取市・岩沼市・亘理町 山元町	仙台保健福祉事務所 岩沼地域事務所 (母子・障害班)	0223-22-2189	岩沼市中央3-1-18
大崎市・色麻町・加美町 涌谷町・美里町	北部保健福祉事務所 (母子・障害第一班)	0229-91-0712	大崎市古川旭4-1-1
栗原市	北部保健福祉事務所 栗原地域事務所 (母子・障害班)	0228-22-2118	栗原市築館藤木5-1
登米市	東部保健福祉事務所 登米地域事務所 (母子・障害班)	0220-22-6118	登米市迫町佐沼字 西佐沼150-5
石巻市・東松島市・女川町	東部保健福祉事務所 (母子・障害班)	0225-95-1431	石巻市あゆみ野5-7
気仙沼市・南三陸町	気仙沼保健福祉 事務所 (母子・障害班)	0226-21-1356	気仙沼市東新城3-3-3

貸付の手続き



- ① まずは、相談窓口へ御相談ください。
- ② 貸付申請には、事前の相談・面談が必要です。相談内容や申請時期によっては、期間を要する場合がありますので、貸付金が必要になる時期を勘案し、お早めに御相談ください。
- ③ 申請には、申請書のほか所得証明書や家計費内訳書等が必要になります。
- ④ 貸付の可否は、実態調査や所定の審査を行った上で決定されます。審査の結果により、申請しても要望に添えない場合があります。また、状況により連帯保証人が必要となります。
- ⑤ 貸付金の振込は、通常、申請書の提出から1か月程度期間を要します。

返済について

- 【返済】
- 貸付終了後、一定の据置期間を置いてから返済が開始されます。
 - 返済方法は、定められた期間内で年賦・半年賦・月賦から選択できます。返済開始後の収支状況を具体的に想定し、無理のない借入と返済計画を立ててください。
 - 申請により、返済方法の変更(半年賦→月賦など)が可能な場合があります。
 - 全額を一括で繰上返済することも可能です。
 - 修学資金を借り受けた後に、給付型奨学金や授業料減免を受けた場合には、その相当額を6か月以内に返還する必要があります。
 - 修学資金を借り受けていたお子さんが進学した場合には、申請により返済開始の猶予が受けられる場合があります。
 - 返済が滞った場合は違約金が発生します。

- 【借受人・連帯借受人・連帯保証人】
- 修学、修業、就学支度及び就職支度の各資金については、連帯借受人の方が借受人と同等の支払義務を負います。
 - 貸付を受けることについて、借受人と連帯借受人との間でよく話し合い、協力して返済していただきます。
 - 連帯保証人は法的に借受人と同等の支払義務を負います。借受人・連帯借受人からの返済が滞った場合は、連帯保証人の方から返済していただくことになります。

どんな人が借りられる？

- ☐ 母子家庭の母
- ☐ 父子家庭の父
- ☐ 寡婦(かつて母子家庭の母だった方で、要件を満たす方)
- ☐ 上記の方が扶養する子
- ※児童(20歳未満の子)を扶養している方が、同時に20歳以上の子を扶養している場合、その20歳以上の子も貸付の対象になります。
- ☐ 父母のいない児童
- ☐ 夫との離別・死別などにより配偶者のいない40歳以上の女性(要件を満たす方)

★注意！ 貸付金の種類ごとに対象となる方は異なります。

こんなときに利用できます。

学校に通いたい

- ☐ 修学資金
- ☐ 就学支度資金

【対象経費例】

・授業料 ・教科書代 ・通学費 ・制服購入
・受験料 ・入学金 など

資格や免許を取得したい

- ☐ 技能習得資金
- ☐ 修業資金

【対象経費例】

・自動車運転免許取得
・資格取得講座受講料 など

引越したい・住宅を修繕したい

- ☐ 転宅資金
- ☐ 住宅資金

【対象経費例】

・敷金、礼金 ・引越費用
・住宅補修、増改築費用 ・住宅購入費用 など

医療を受けたい・生活に困っている

- ☐ 医療介護資金
- ☐ 生活資金

【対象経費例】

・医療費 ・通院交通費 ・介護費
・医師が必要と認めたあん摩、マッサージ、指圧等
・医療介護中、失業中などの生活費補填 など

就職の準備をしたい

- ☐ 就職支度資金

【対象経費例】

・スーツ、靴購入費
・通勤用自動車購入費 など

事業を始めたい・続けたい

- ☐ 事業開始資金
- ☐ 事業継続資金

【対象経費例】

・設備購入 ・商品仕入れ
・設備補修 ・運転資金 など

ご利用前にご確認ください

- ☐ 貸付には審査があります。
- ☐ 貸付対象や要件は貸付金の種類ごとに異なります。
- 詳しくは別紙1をご覧ください、相談窓口へお問い合わせください。
- ☐ 貸付金が必要となる時期の1か月以上前を目安にご相談ください。
- ☐ 支払済みの費用は貸付の対象外になります。
- ☐ 申請には所得証明書などの書類の提出が必要です。
- ☐ 貸付終了後は返済の義務があります。

(別紙1)貸付限度額一覧

(令和8年4月1日)

資金種類	母子家庭の母	母子家庭の児童	父子家庭の父	父子家庭の児童	寡婦	寡婦が扶養する子	父母のない児童	母子・父子団体	貸付対象等	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期限 (据置期間経過後)	利率
始事業資金開	○		○		○			○	事業(例えば洋裁、軽飲食、文具販売、菓子小売業等、母子・父子福祉団体については政令で定める事業)を開始するのに必要な設備、什器、機械等の購入資金	3,720,000円		1 年	7年以内	(保証人有)無利子 (保証人無)年1.0%
									母子・父子団体の場合	5,580,000円				
続事業資金継	○		○		○			○	現在営んでいる事業(母子・父子福祉団体については政令で定める事業)を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金	1,860,000円		6ヶ月	7年以内	(保証人有)無利子 (保証人無)年1.0%
									母子・父子団体の場合	1,860,000円				
修学資金		○		○		○	○		高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、大学院又は専修学校に就学させるための授業料、書籍代、交通費等(大学等に就学させる場合には、課外活動費、自宅外通学において係る経費、保健衛生費等を含む。)に必要な資金	別表1及び別表2の通り (注1)高等学校、高等専門学校又は専修学校に就学する児童が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、所定の額に児童扶養手当の額を加算した額。 (注2)日本学生支援機構法第17条の2第1項に規定する学資支給金の支給又は大学等修学支援法第4条第1項の規定による授業料の減免を受けることができる場合の限度額については、所定の額から当該支援の額に相当する額を控除した額とする。 (注3)日本学生支援機構法第17条の2第1項に規定する学資支給金の支給又は大学等修学支援法第4条第1項の規定による授業料の減免を受けた場合、その相当額について当該支給又は減免を受けた日から6ヶ月以内の償還義務あり。	就学期間中	当該学校卒業後6ヶ月	20年以内 (専修学校(一般課程)5年以内)	無利子 ※親に貸付ける場合、児童を連帯借受人とする(連帯保証人は不要)。 ※児童に貸付ける場合、親等を連帯保証人とする。
技能金習得	○		○		○				自ら事業を開始し又は会社等に就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金(例:訪問介護員(ホームヘルパー)、ワープロ、パソコン、栄養士等)	【一般】 月額 68,000円 【特別】 一括 816,000円 自動車運転免許を取得する場合 460,000円	知識技能を習得する期間中5年をこえない範囲内	知識技能習得後1年	20年以内	(保証人有)無利子 (保証人無)年1.0%
修業資金		○		○		○	○		事業を開始し又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	月額 68,000円 高校3年時在学時に就職を希望する児童又は子が自動車運転免許を習得する場合 460,000円 (注)修業施設で知識、技能を習得するの児童が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、上記の額に児童扶養手当の額を加算した額	知識技能を習得する期間中5年をこえない範囲内	知識技能習得後1年	20年以内	※修学資金と同様
就職支度資金	○	○	○	○	○		○		就職するために直接必要な被服、履物等及び通動用自動車等を購入する資金	【一般】 110,000円 【特別】 通勤のための自動車購入の場合 340,000円		1 年	6年以内	※親に貸付ける場合(保証人有)無利子(保証人無)年1.0%(子に係るもの)無利子 ※児童に貸付ける場合 無利子(親等を連帯保証人とする)

(別紙1)貸付限度額一覧

(令和8年4月1日)

資金種類	母子家庭の母	母子家庭の児童	父子家庭の父	父子家庭の児童	寡婦	寡婦が扶養する子	父母のない児童	母子・父子団体	貸付対象等	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期限 (据置期間経過後)	利率	
医療金介護	○	○	○	○	○				医療(当該医療を受ける期間が1年以内と見込まれる場合に限る)を受けるために必要な資金	【医療一般】 340,000円		医療又は介護終了後6ヶ月	5年以内	(保証人有)無利子 (保証人無)年1.0%	
			○		○				【医療特別】 特に経済的に困難な事情にある場合 510,000円						
	○		○		○			介護(当該は介護を受ける期間が1年以内と見込まれる場合に限る)を受けるために必要な資金	【介護】 500,000円						
生活資金	○		○		○				知識技能を習得している間の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金	月額 141,000円	知識技能を習得する期間中5年以内	知識技能習得期間満了後6ヶ月	(技能習得)20年以内	(保証人有)無利子 (保証人無)年1.0% ※養育費取得のための裁判費用の場合(12月相当)は、保証人無の場合も48万円以内は無利子(生活安定貸付期間に係る貸付けの無利子範囲額の累計が96万円を超えない範囲に限る。)	
			○		○				特別の事情があるとき(3月相当)【一括貸付け】 423,000円						
								生計中心者でない場合 月額 79,000円							
	○		○		○				医療又は介護を受けている間の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金	月額 118,000円	医療又は介護を受けている期間中1年以内	医療若しくは介護期間満了後6ヶ月	(医療又は介護)5年以内		
			○		○				特別の事情があるとき(3月相当)【一括貸付け】 354,000円						
								生計中心者でない場合 月額 79,000円							
	○		○						母子家庭又は父子家庭になって7年未満の者の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金	生活安定期間中 月額 118,000円		生活安定貸付期間満了後6ヶ月	(生活安定貸付)8年以内		
									特別の事情があるとき(3月相当)【一括貸付け】 354,000円						
									(総額 2,832,000円以内)						
									生計中心者でない場合 月額 79,000円						
									養育費取得のための裁判費用の場合(12月相当) 1,416,000円						
	○		○		○					失業している期間中離職の日から一年を超えない範囲の間の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金	月額 118,000円	離職した日の翌日から1年以内	失業貸付期間満了後6ヶ月		(失業)5年以内
			○		○					特別の事情があるとき(3月相当)【一括貸付け】 354,000円					
									生計中心者でない場合 月額 79,000円						
	○		○							児童扶養手当受給相当まで収入が減少した者の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金(児童扶養手当を受給している者は除く)	児童扶養手当の支給額 月額 48,050円	原則3か月以内	貸付期間満了後6ヶ月		10年以内
資住宅	○		○		○				住宅を建設し、購入し、補修し、保全し、改築し、又は増築するのに必要な資金	1,500,000円		6ヶ月	6年以内 (特別)7年以内	(保証人有)無利子 (保証人無)年1.0%	
									災害等による増改築及び住宅建設・購入の場合 2,000,000円						
資転宅	○		○		○				住宅を移転するため住宅の貸借に際し必要な資金	260,000円		6ヶ月	3年以内	(保証人有)無利子 (保証人無)年1.0%	

(別紙1)貸付限度額一覧

(令和8年4月1日)

資金種類	母子家庭の母	母子家庭の児童	父子家庭の父	父子家庭の児童	寡婦	寡婦が扶養する子	父母のいない児童	母子・父子団体	貸付対象等	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期限 (据置期間経過後)	利率	
就学支度資金		○		○		○	○		小学校(所得税非課税世帯)			中学校卒業後6ヶ月	20年以内 (専修学校(一般課程)5年以内)	※修学資金と同様	
									91,600円						
									中学校(所得税非課税世帯)			当該学校卒業後6ヶ月			20年以内 (専修学校(一般課程)5年以内)
									101,000円						
									国公立の高等学校又は専修学校(高等課程、一般課程)、私立の専修学校(一般課程)						
									自宅から通学するもの	150,000円					
									自宅外から通学するもの	160,000円					
									私立の高等学校又は専修学校(高等課程)						
									自宅から通学するもの	410,000円					
									自宅外から通学するもの	420,000円					
									国公立の大学、短期大学、大学院、高等専門学校又は専修学校(専門課程又は専攻科)						
									自宅から通学するもの	420,000円					
									自宅外から通学するもの	430,000円					
									私立の大学、短期大学、大学院、高等専門学校又は専修学校(専門課程又は専攻科)						
									自宅から通学するもの	580,000円					
									自宅外から通学するもの	590,000円					
									修業施設			知識技能習得後6ヶ月	5年以内		
									中学校卒業者が当該施設に入所する場合						
									自宅から通学するもの	150,000円					
									自宅外から通学するもの	160,000円					
									高等学校卒業者が当該施設に入所する場合						
									自宅から通学するもの	272,000円					
									自宅外から通学するもの	282,000円					
									(注1)大学等修学支援法第4条第1項の規定による入学金の減免を受けることができる場合の限度額については、所定の額から当該減免の額に相当する額を控除した額とする。						
(注2)大学等修学支援法第4条第1項の規定による入学金の減免を受けた場合、その相当額について当該減免を受けた日から6ヶ月以内の償還義務あり。															
資金結	○		○		○				母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童及び寡婦が扶養する20歳以上の子の婚姻に際し必要な資金	340,000円		6ヶ月	5年以内	(保証人有)無利子 (保証人無)年1.0%	

(別表1)
修学資金貸付限度額（月額）一覧表

学 校 等 種 別			学 年 別		1 年	2 年	3 年	4 年	5 年
高 等 学 校 専修学校(高等課程)	国公立	自宅通学の時	27,000円	27,000円	27,000円				
		自宅外通学の時	34,500円	34,500円	34,500円				
	私 立	自宅通学の時	45,000円	45,000円	45,000円				
		自宅外通学の時	52,500円	52,500円	52,500円				
高等専門学校	国公立	自宅通学の時	31,500円	31,500円	31,500円	67,500円	67,500円		
		自宅外通学の時	33,750円	33,750円	33,750円	76,500円	76,500円		
	私 立	自宅通学の時	48,000円	48,000円	48,000円	98,500円	98,500円		
		自宅外通学の時	52,500円	52,500円	52,500円	115,000円	115,000円		
専修学校 (専門課程又は専攻科)	国公立	自宅通学の時	67,500円	67,500円	67,500円	67,500円			
		自宅外通学の時	78,000円	78,000円	78,000円	78,000円			
	私 立	自宅通学の時	89,000円	89,000円	89,000円	89,000円			
		自宅外通学の時	126,500円	126,500円	126,500円	126,500円			
短 期 大 学	国公立	自宅通学の時	67,500円	67,500円					
		自宅外通学の時	96,500円	96,500円					
	私 立	自宅通学の時	93,500円	93,500円					
		自宅外通学の時	131,000円	131,000円					
大 学	国公立	自宅通学の時	71,000円	71,000円	71,000円	71,000円			
		自宅外通学の時	108,500円	108,500円	108,500円	108,500円			
	私 立	自宅通学の時	108,500円	108,500円	108,500円	108,500円			
		自宅外通学の時	146,000円	146,000円	146,000円	146,000円			
大 学 院	修士課程		132,000円	132,000円					
	博士課程		183,000円	183,000円				183,000円	
専修学校(一般課程)			55,500円	55,500円					

※学校の正規の修学年数が上記の表の期間を超える場合も、各学校種別の貸付限度額を修学年限の全期間に適用します。

(別表2) 児童扶養手当法施行令第4条に基づく前年所得が682万円(年収目安900万円)を越える場合の限度額
修学資金貸付限度額(月額)一覧表

学 校 等 種 別			学 年 別		1 年	2 年	3 年	4 年	5 年
高 等 学 校 専修学校(高等課程)	国公立	自宅通学の時	27,000円	27,000円	27,000円				
		自宅外通学の時	34,500円	34,500円	34,500円				
	私 立	自宅通学の時	45,000円	45,000円	45,000円				
		自宅外通学の時	52,500円	52,500円	52,500円				
高等専門学校	国公立	自宅通学の時	31,500円	31,500円	31,500円	67,500円	67,500円		
		自宅外通学の時	33,750円	33,750円	33,750円	76,500円	76,500円		
	私 立	自宅通学の時	48,000円	48,000円	48,000円	89,000円	89,000円		
		自宅外通学の時	52,500円	52,500円	52,500円	102,500円	102,500円		
専修学校 (専門課程又は専攻科)	国公立	自宅通学の時	67,500円	67,500円	67,500円	67,500円			
		自宅外通学の時	77,500円	77,500円	77,500円	77,500円			
	私 立	自宅通学の時	84,500円	84,500円	84,500円	84,500円			
		自宅外通学の時	108,500円	108,500円	108,500円	108,500円			
短 期 大 学	国公立	自宅通学の時	67,500円	67,500円					
		自宅外通学の時	86,500円	86,500円					
	私 立	自宅通学の時	86,500円	86,500円					
		自宅外通学の時	110,500円	110,500円					
大 学	国公立	自宅通学の時	69,500円	69,500円	69,500円	69,500円			
		自宅外通学の時	92,500円	92,500円	92,500円	92,500円			
	私 立	自宅通学の時	95,000円	95,000円	95,000円	95,000円			
		自宅外通学の時	121,000円	121,000円	121,000円	121,000円			
大 学 院	修士課程		132,000円	132,000円					
	博士課程		183,000円	183,000円					183,000円
専修学校(一般課程)			55,500円	55,500円					

※学校の正規の修学年数が上記の表の期間を超える場合も、各学校種別の貸付限度額を修学年限の全期間に適用します。